

2026 年度
A P E C エ ン ジ ニ ア
(建築構造技術者)

総合案内書

～新規審査申請～

(一級建築士向け)

A P E C エ ン ジ ニ ア
建築エンジニア資格委員会事務局
公益財団法人建築技術教育普及センター

この審査は、「A P E C ^{*1} エンジニア協定 ^{*2}」及び「A P E Cエンジニア審査説明書（Rev.7.2 August 2024）」（A P E Cエンジニア・モニタリング委員会 ^{*3}（以下、「モニタリング委員会」という。）作成）に基づいて行われるものです。

一級建築士のうち建築構造に関する実務を行う方（J S C A建築構造士等の建築構造技術者）^{*4}については、A P E Cエンジニアの Structural（構造）分野の対象となります。これらの方に対する審査の実施に関する事務は、前述の審査説明書に基づき、モニタリング委員会からの委託を受けたA P E Cエンジニア建築エンジニア資格委員会 ^{*5}（以下、「建築エンジニア資格委員会」という。）（事務局：公益財団法人 建築技術教育普及センター（以下、「センター」という。））が行います。審査の結果に関する最終的な決定権は、モニタリング委員会にあります。

Structural 分野のうち建築構造技術者の審査申請に関して不明な点は、建築エンジニア資格委員会事務局（センター本部 企画部国際課）へお問合せ下さい。

なお、この総合案内書は、一級建築士の方（一級建築士資格をもとにA P E Cエンジニア（Structural 分野のうち建築構造技術者）に登録される方）に向けたものです。

技術士をもとにA P E Cエンジニアに登録を希望される方は、「公益社団法人日本技術士会」にお問合せ下さい。

<注釈>

- *1. A P E C：アジア太平洋経済協力会議。日・米・中・韓・ASEAN(東南アジア諸国連合) 各国などが参加し、貿易や投資の拡大を目指して1989年設立。
- *2. A P E Cエンジニア協定：A P E Cエンジニアの登録について、A P E Cエンジニア協定総会が決定し、I E Aコンピテンス協定（I E A Competence Agreements）の一部として取りまとめたもの。I E Aコンピテンス協定とは、従来のA P E Cエンジニア・マニュアル、EMF 定款等を1つの文書として再編成したもので、A P E Cエンジニア協定、I P E A 国際エンジニア協定等を含む。I E Aとは International Engineering Alliance の略称で、A P E Cエンジニアなど資格の協定3本とワシントン協定などエンジニアリング教育認定の協定3本で構成されるエンジニアリング関係の国際連合をいう。
- *3. A P E Cエンジニア・モニタリング委員会：わが国においては、A P E Cエンジニアの審査・登録等を行うため、関係12省庁（現関係9省（総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省。））の申し合わせに基づき設立された委員会（事務局：公益社団法人日本技術士会）。
- *4. 建築構造に携わる一級建築士のほか、（一社）日本建築構造技術者協会実施の資格であるJ S C A建築構造士、建築士法に基づく構造設計一級建築士等の建築技術者が、原則、対象となります。
- *5. A P E Cエンジニア建築エンジニア資格委員会：建築構造に関する学識経験者及び建築職能団体等により構成される委員会。

目 次

§ 1. A P E Cエンジニアについて.....	3
§ 2. 審査・登録（建築構造技術者）.....	4
§ 3. 新規登録申請手続き.....	9
§ 4. 登録の更新.....	10
§ 5. 継続的な専門能力開発（C P D : Continuing Professional Development）について.....	10
§ 6. 問合せ先一覧.....	12
§ 7. A P E Cエンジニア審査申請に係る問合せ Q&A	13
§ 8. 審査申請書の記入上の注意事項と記入例.....	16

【留意事項】

この「A P E Cエンジニア（建築構造技術者）総合案内書～新規審査登録申請～」は、2025 年の新規審査申請者を対象として作成しています。

目次の構成は、「A P E Cエンジニア制度の概要」から始まり、「新規申請方法や新規登録の概要」、「登録後に実践する継続的な専門能力開発C P D」、登録後5年毎に行う「登録の更新等の考え方」及び「審査申請書の記入上の注意事項と記入例」となっています。

従いまして、新規審査申請書の作成に当たり主要な項目としては、以下の目次となります。

§ 1. A P E Cエンジニアについて

§ 2. 審査・登録（建築構造技術者）

§ 8. 審査申請書の記入上の注意事項と記入例

§1. APECエンジニアについて

1-1. APECエンジニアとは

(1) APECエンジニア相互承認プロジェクト

APECエンジニア相互承認プロジェクトは、1995年に大阪で開催されたAPEC首脳会議において、技術者のAPEC域内流動化の促進が決議されたことを契機としており、参加国間でプロジェクト開始のための準備が進められた結果、2000年11月1日以降プロジェクトが開始されるに至りました。

その後、2012年にシドニーで開催されたIEA総会において、APECエンジニア、EMF (Engineers Mobility Forum) 及びETMF (Engineering Technologist Mobility Forum) の3つの技術者国際登録枠組みは、それぞれの基本文書を統合し、APECエンジニアの基本的枠組みを定めた「APECエンジニア・マニュアル」は、IEAコンピテンス協定の中の「APECエンジニア協定」として再編成されました。プロジェクトの目的は、従来の「実質的同等性担保のための手続き」から「国際的技術者に求められる資質のベンチマーク」に変更されました。また、これに伴い、APECエンジニア登録要件の一部が変更されました。

APECエンジニアとなるには、次の(2)に示す7つの要件について、自国の審査機関の審査を受け、要件を満たしていると認められた後、登録を受ける必要があります。

APECエンジニアとして登録を受けた技術者は、技術者としての能力がAPEC域内で実質的に同等であることが証明され、APEC域内に共通のAPECエンジニアという称号を受けたことになります。この段階で、APECエンジニアは、技術レベルの証明として、この称号を用いることが可能となります。

なお、相互認証を行う場合には、今後、関係する二国間又は多国間の政府間での協議が整うことが必要です。この場合、協議の内容如何によっては、相互承認のための補足審査や追加的条件等が課せられる場合があります。

現在、日本においては、オーストラリアとの間で「機械」「電気」「化学」分野において、相互承認を行う枠組み文書を署名しています。(2003年10月1日署名)

(2) APECエンジニアの要件

APECエンジニアになるためには、下記の7要件を満たす必要があります。

- ① 登録、免許の要件としての総合的学力レベルを有していること。
- ② International Engineering Alliance (IEA) が標準として示すエンジニアとしての知識・能力に照らし、自己の判断で業務を遂行する能力があると認められること。
- ③ エンジニアリング課程修了後、7年間以上の実務経験を有していること。
- ④ (上記の7年間のうち) 少なくとも2年間は重要なエンジニアリング業務の責任ある立場での経験を有していること。
- ⑤ 継続的な専門能力開発(CPD)を満足すべきレベルで実施していること。
- ⑥ 業務の履行に当たり倫理的に行動すること
- ⑦ プロフェッショナル・エンジニアとして行った活動及び決定に対して責任をもつこと

(3) 参加エコノミー

現在、16エコノミー(オーストラリア、カナダ、台湾、香港、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、ロシア、米国、ペルー、シンガポール、タイ、パプアニューギニア)が参加しています(暫定エコノミーを含む)。

1-2. APECエンジニアと一級建築士

(1) 建築構造分野

日本が登録している Structural（構造）分野の定義は下表のとおりです。表中①に該当する部分が、建築構造分野となります。（表中②は、技術士が対象となります。）

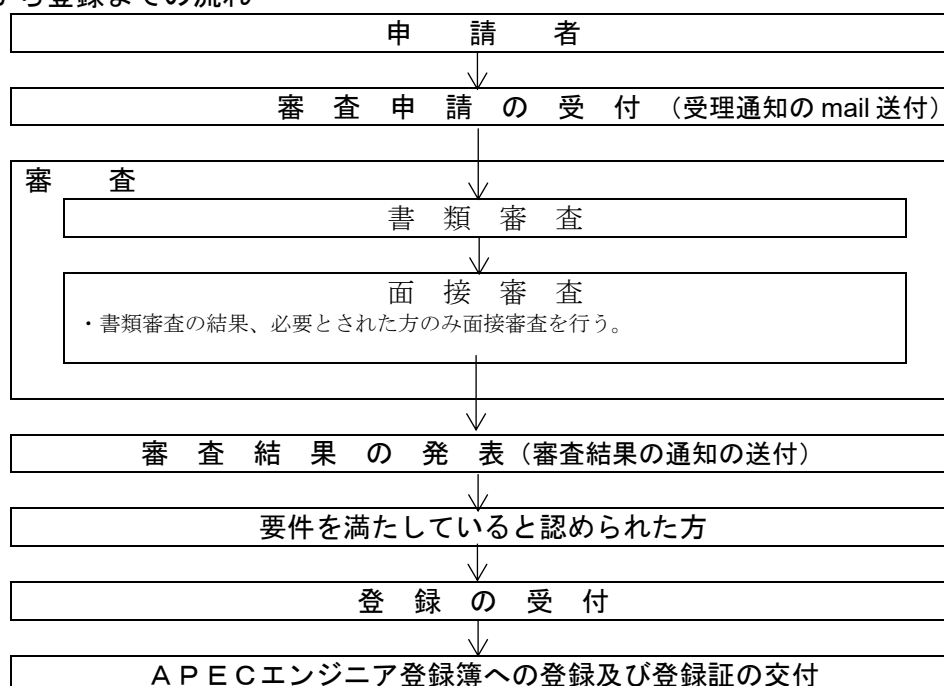
Structural 分野の内容
①建築物等の企画・計画から設計・工事監理・施工・維持管理その他にいたるあらゆる局面での建築構造に関する業務を対象とする。（建築士法第18条、第21条） ●建築物等とは、i.土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの及び門等附属物、ii.観覧のための工作物等及びこれら（iを含む）に係る建築設備（建築基準法第2条第一号）、iii.煙突、広告塔、高架水槽、擁壁、製造施設、貯蔵施設等の工作物（建築基準法第88条）を指す。 ●建築物（小規模な木造建築物を除く）の設計、工事監理は建築士でなければ行ってはならない。 ※審査の対象としては、「一級建築士のうち建築構造に関する実務を行う者」とする。
②橋などの個別の構造物の計画、調査、設計、施工・施工監理、維持管理・運用、廃棄・解体撤去を対象（建築士免許を要するものを除く。）とする。下記に該当する技術士の登録部門と選択科目を示す。（2026年度現在） 9 建設部門（9-1 土質及び基礎 9-2 鋼構造及びコンクリート 9-3 都市及び地方計画 9-4 河川、砂防及び海岸・海洋 9-5 港湾及び空港 9-6 電力土木 9-7 道路 9-8 鉄道 9-9 トンネル 9-10 施工計画、施工設備及び積算） 10 上下水道部門（10-1 上水道及び工業用水道 10-2 下水道） 11 衛生工学部門（11-2 廃棄物・資源循環 11-3 建築物環境衛生管理） 12 農業部門（12-3 農業農村工学） 13 森林部門（13-2 森林土木） 14 水産部門（14-3 水産土木） 17 応用理学部門（17-3 地質） 20 原子力・放射線部門（20-1 原子炉システム・施設 20-2 核燃料リサイクル及び放射性廃棄物の処理・処分 20-3 放射線防護及び利用）

(2) APECエンジニアとしての登録

建築構造分野の審査において、要件を満たしていると認められた方は、Structural（構造）分野のAPECエンジニアとして申請により登録を受けることになります。

§2. 審査・登録（建築構造技術者）

2-1. 申請から登録までの流れ



2-2. 対象

「一級建築士」のうち建築構造に関する実務を行う方（JSCA建築構造士等）でなければ審査を受けることができません。なお、「一級建築士」とは、一級建築士試験に合格し免許登録を行った方であり、一級建築士試験に合格しただけでは一級建築士の称号は与えられません。

2-3. 審査の視点

APECエンジニア（建築構造技術者）になるためには、一級建築士として免許登録されており、かつ、APECエンジニアの7要件を満たす必要があります。それぞれの審査の視点は、次のとおりです。

① 登録、免許の要件としての総合的学力レベルを有していること。

- 次のいずれかに該当する方は、「登録、免除の要件としての総合的学力レベル」を有しているものとみなします。
 - a) 大学のエンジニアリング課程を卒業し、かつ、一級建築士試験に合格した方
 - b) a) に掲げる方のほかモニタリング委員会がこの要件を満たすと認めた方
- 様式1の記述内容（一級建築士等資格取得状況、学歴、職歴等）により大学のエンジニアリング課程を卒業し、かつ、一級建築士試験に合格していることを確認します。b) の場合については、追加の資料を求める場合があります。

② IEAが標準として示すエンジニアとしての知識・能力に照らし、自己の判断で業務を遂行する能力があると認められること。

- IEAが標準として示すエンジニアとしての知識・能力とは、下表の13項目です。各項目に定められた知識・能力を有していることを確認することにより、「自己の判断で業務を遂行する能力」を満足しているかどうかを審査します。

IEAの定めるエンジニアとしての知識・能力			
1	普遍的知識を理解し応用する	8	倫理
2	特定の国又は地域に関する知識を理解し応用する	9	エンジニアリング活動のマネジメント
3	問題分析	10	コミュニケーション
4	解決策のデザインと開発	11	継続研鑽
5	評価	12	判断
6	社会の保全	13	決定に対する責任
7	法と規則		

- 上表の項目のうち、一級建築士の免許を登録したことのみでは確認できない「9エンジニアリング活動のマネジメント」及び「10コミュニケーション」については、様式3の「プロジェクトの特徴」の記述内容、並びに「責任ある立場で果たした役割」における①プロジェクトのマネジメントを適切に行なったこと、②チームの一員又はリーダーとして効率的に役割を果たしたこと、及び③それらの経験の現時点における評価の記述内容により審査します。

③ エンジニアリング課程修了後、7年間以上の実務経験を有していること

- 一級建築士等資格取得状況、学歴、職歴等の内容を踏まえ、建築構造に関する7年間以上*の実務経験を有しているかどうかを審査します。
- 建築構造以外の実務経験は、対象となりません。
- * 1 一級建築士試験に合格し、登録に必要な実務経験が2年である大学課程を修了した者は大学課程修了後から、登録に必要な実務経験が3年以上である大学課程を修了した者は一級建築士登録後から、の7年間となります。
- * 2 実務経験の期間数の算定対象期間は、審査申請書受付開始の前月末日までの期間です。具体的な期間は、2026年度審査の場合、2026年9月30日までとなります。各申請者の申請日ではありませんのでご注意ください。
- * 3 同じ期間に複数のプロジェクトを行なった場合は、期間を重複しての実務経験年数は加算できません。

④ (上記要件③の7年間のうち)少なくとも2年間は重要なエンジニアリング業務の責任ある立場での経験を有していること

- 一級建築士の登録後の実務経験のうち、責任のある立場での経験を審査します。
 - 下記に該当する建築構造に関して少なくとも2年間**の業務経験を有しているかどうかを審査します。
 - a. 比較的小さな規模の業務について、調査・企画、計画、設計、監理又は管理、関連部署との全体調整などの大半を実施した経験。
 - b. 比較的大きな規模の業務の一部を担当して、業務全体を理解したうえで関連部署との調整やチームの指導などを実施した経験。
 - c. 複雑な条件下の業務、新しい考え方が求められる業務、あるいは複数の領域にまたがる業務などを実施した経験。
- * * 1 実務経験の期間数の算定対象期間は、審査申請書受付開始の前月末日までの期間です。具体的な期間は、2026年度審査の場合、2026年9月30日までとなります。各申請者の申請日ではありませんのでご注意ください。
- * * 2 同じ期間に複数のプロジェクトを行なった場合、重複しての実務経験年数は加算できません。また、この2年間の経験は、上記要件③の7年間の実務経験の中から選択して下さい。

⑤ 継続的な専門能力開発を満足すべきレベルで実施していること

- 審査申請時*より遡った2年間に100時間以上の継続職能開発(CPD)が実施されているかどうかを審査します。
- ※審査申請時より遡った2年間とは、各申請者の申請日ではなく審査申請書受付開始前の2年間をいい、具体的な期間は、2026年度審査の場合、2024年10月1日から2026年9月30日となります。
- なお、新規登録以降のCPDの実践の概要については、「§5. 継続的な専門能力開発(CPD: Continuing Professional Development)について」を参照ください。
- APECエンジニアの対象となるCPDプログラムについては、別冊の『APECエンジニア(建築構造技術者)新規/更新審査・登録申請者のための継続的な専門能力開発について(CPD申請のご案内)』をご覧ください。

⑥ 業務の履行に当たり倫理的に行動すること

⑦ プロフェッショナル・エンジニアとして行った活動及び決定に対して責任をもつこと

- 次の宣誓事項に署名していることを確認します。
 - ・わが国及び業務を行う相手エコノミーの行動規範並びにIEAの倫理規定を遵守すること。
 - ・相手エコノミーの免許又は登録機関の要求事項及び法規制により、自己の行動について責任を負うこと。
 - ・業務履行結果を常に謙虚に振り返り、自身の知識、判断基準などを見直し、より望ましい業務履行ができるよう努めること。

2-4. 審査方法

(書類審査)

建築エンジニア資格委員会が、提出された審査申請書類がAPECエンジニアの7要件を満たすかどうかについて審査を行います。なお、審査の過程において、提出された書類のみでの審査が困難な場合は、追加書類の請求や問合せ等を行うことがあります。

なお、JSCA建築構造士(JSCA名誉構造士を含む。)として登録されている者が、APECエンジニアに新規に登録審査を申請する場合には、原則として、「様式2(form2)」及び「様式3(form3)」の提出を免除することといたします。

また、IPEA国際エンジニアを併願で新規申請(又は更新等登録申請)する場合は、APECエンジニアにおいて判定した結果を活用します。したがって、IPEA国際エンジニアの各種申請書類の省略することが可能です。詳しくは、「2026年度IPEA国際エンジニア総合案内書~新規審査申請~」の【別表】をご覧ください。

(面接審査)

上述の書類審査の結果、面接が必要と判断された方に対してのみ面接審査を行います。

なお、面接の実施については、対象者に別途、日時・場所・必要書類等を指定した通知書を送付いたし

ます。(面接は、原則、東京で行います。交通費等は申請者自身の負担となりますのでご了承下さい。)

2-5. 審査申請書の申請

(1) 審査申請書の受付

受付期間：2026年10月1日～11月30日(締切日の消印のあるものまで有効)

申請方法：簡易書留郵便(レターパック等受信履歴が確認できるもの)による郵送(角2封筒(A4サイズの用紙が封入できるもの)を使用)

※なお、簡易書留等以外での郵送や送信の誤り等により当事務局に届かない場合の責任は負いかねます。

送付先：APECエンジニア建築エンジニア資格委員会事務局
(公財)建築技術教育普及センター本部

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル 電話 03(6261)3310

(2) 審査申請書類

審査申請書類は、センターウェブサイト(<https://www.jaeic.or.jp/>)からダウンロードして、必要な審査申請書類を作成して下さい。なお、出力した際に用紙はA4判サイズで収まるように記入し、かつ、申請者自身で様式の変更をしないようにして下さい。

(3) 申請に必要な書類

①「審査申請書(電子データ及びA4判サイズに出力したもの)一式」

(様式1)一般事項等/Form1

(様式2)7年(84ヶ月)間以上の実務経験/Form2

(様式3)2年(24ヶ月)間以上の重要なエンジニアリング業務の責任ある立場での経験/Form3

(様式4)CPD実施記録簿(2024年10月1日～2026年9月30日)('CPD情報提供システム利用'又は'CPD実施記録簿.xlsx'様式による提出)

CPD情報提供システム利用ご希望の方は、20ページの【新規審査申請者に対するCPD-I Dの仮付与】をご覧ください。

(別紙1)宣誓(和文/英文)

(別紙2)推薦書(他の一級建築士2名分が必要です。)

(Form1～3)様式1～3の英文(和文と英文とに齟齬のないようにして下さい。)

※様式1及びForm1に貼付する写真は、PC処理での加工は可能です。ただし、最近6ヶ月以内に無帽、無背景、正面上半身を撮影したものとして下さい。

※様式1(Form1)、様式3(Form3)、別紙1及び様式2の自署、推薦者名等の署名の記載漏れがないように十分にご留意下さい。(電子データには自署署名は不要です。)

※電子データは、CD-ROM又はUSBメモリに保存のうえ提出して下さい。提出するCD-ROM又はUSBメモリには、氏名を記載したラベルを貼付して下さい(媒体については返却しません。)

※CD-ROM又はUSBメモリ等によることが困難な場合には、別途ご連絡をお願いします。

※「§8. 審査申請書の記入上の注意事項と記入例ー8-1 審査申請書(新規用)記入に当たっての注意事項」を参考に書式に記入して下さい。

(留意事項)

近年、様式2及び様式3の記載において、複数の実務経験を同時進行している場合に、実務経験の重複期間をダブル換算されているケースが散見されます。

例：A物件の設計業務：2025年4月～2025年12月(9か月)

B物件の設計業務：2025年9月～2026年3月(7か月)

× 誤認した実務経験期間 16か月(9か月+7か月=16か月)

○ 正しい実務経験期間 12か月間(2025年4月～2026年3月)

このことから、実務経験(様式2/様式3等)の再確認のため、「試算用様式：一級建築士としての実務経験一覧表(試算用)」を活用して、要件を満たしているかどうかを確認したうえで申請をお願いいたします。なお、「一級建築士としての実務経験一覧表(試算用)」は任意様式ですが、当該ファイルの電子データ及び出力したものを、申請書に同封していただきますようお願いいたします。

②「振替払込請求書兼受領証の写し」(受付局日付印が受付期間中のもの)

審査手数料（2-6 参照）をゆうちょ銀行又は郵便局に設置の払込取扱票により、下記口座に払い込んで納付した際発行される振替払込請求書兼受領証をコピー等して同封して下さい。

なお、振替払込請求書兼受領書は、審査手数料の返還が必要となった場合に使用しますので適宜保管して下さい。また、払込手数料は申請者の負担とし、領収書は振替払込請求書兼受領証をもって代えます。（海外在住の方等で、ゆうちょ銀行等の振替払込請求書兼受領書がない場合については、支払が証明できる書類のコピー等を提出して下さい。また、ゆうちょ銀行等へ振込ができない方は、当センター（APECエンジニア・プロジェクト事務局 E-mail: iad@jaeic.or.jp）までご連絡ください。）

- ③「一級建築士の免許証」又は「免許証明書」の写し（コピーで可。免許証の再交付等手続き期間中等の場合は、（公社）日本建築士会連合会等にて発行の建築士登録証明書でも可）
- ④「構造設計一級建築士の登録証」の写し（コピーで可、構造設計一級建築士の交付番号が記載されている免許証サイズのもの（構造設計一級建築士の場合のみ））
- ⑤「JSCA建築構造士の登録証」の写し（コピーで可、JSCA建築構造士の登録番号が記載されている免許証サイズのもの（JSCA建築構造士の場合のみ））
- ⑥「専攻建築士（構造設計）の登録証」の写し（コピーで可、専攻建築士（構造設計）の登録番号が記載されている免許証サイズのもの（専攻建築士（構造設計）の場合のみ））

（注意 1）申請に必要な書類が不足していると、申請が受理されず、審査を受けることができません。

また、審査の過程において、別途、建築エンジニア資格委員会より追加資料や修正書類の提出を請求することがありますが、申請者自身による修正の申出は受け付けられません。

なお、申請のために提出された書類の返却には応じられません。

（注意 2）審査の過程等において、申請書の内容の虚偽等が発覚した場合、また、和文と英文との内容に齟齬等が発覚した場合は、申請（更新の場合は、登録の更新審査）は受けられません。

【大切なお知らせ】

APECエンジニアの審査は、日本の委員会においては和文の申請書を正文として行いますが、これまで、英文の申請書については、用語の間違い、記入内容の不備、文章の誤り（文型、時制、態 等）、ミススペリング、などが多く見受けられます。その中には、「2 年間以上の責任ある立場での重要なエンジニアリング業務経験」に関する記入内容が英文・和文と食い違い、重要な業務とは受け取れない場合や、和文に比べて極端に英文の分量が少なく説明が足りない、単に英単語を羅列している、和製英語を用いている、様式 1（和文）の生年月日と Form 1（英文）の生年月日が違う、等の事例もありますので、十分にご留意してください。

2-6. 審査手数料

13,200 円（うち、消費税額 1,200 円）

ゆうちょ銀行又は郵便局に設置の払込取扱票により下記口座に払い込んで下さい。（振込手数料はご本人負担でお願いいたします。）

払込先 口座番号 00140-2-184032

加入者名 公益財団法人 建築技術教育普及センター

なお、一旦収納した審査手数料は、審査申請書の受理に至らなかった場合を除き、返還いたしません。

（海外在住の方等で、ゆうちょ銀行等へ振込ができない方は、当センター（APECエンジニア・プロジェクト事務局 E-mail: iad@jaeic.or.jp）までご連絡ください。）

2-7. 申請を受理したことの通知（新規審査申請者のみ）

通知の時期：2026 年 12 月中旬

申請に必要な書類を確認後、申請の受理及び整理番号の通知を、原則、申請書記載のメールアドレスあてに連絡いたします。

2-8. 審査結果の発表

発表の時期：2027 年 3 月下旬

審査の結果は、全員に通知いたします。また、要件を満たしていると認められた方については、申請者の整理番号をセンターウェブサイト（<https://www.jaeic.or.jp/>）に掲載する予定です。なお、審査結果に関する問合せには、一切応じられません。

§ 3. 新規登録申請手続き

3-1. 登録の方法

APECエンジニアの7要件を満たしていると認められた方には、審査結果の通知とともに案内する「APECエンジニア（建築構造技術者）登録案内」を送付いたします。具体的な手続きについては、当該案内に従って登録手続きをして下さい。

また、所定の期間内に登録手続きを行わない場合は、登録を受けることができず、APECエンジニアの称号を得ることができなくなりますのでご注意ください。

3-2. 登録手数料

8,800 円（うち、消費税額 800 円）

3-3. 登録の有効期間

登録の有効期間は、登録日より5年間（2027年4月1日～2032年3月31日）です。

3-4. 登録証

登録者には、APECエンジニア登録証を交付いたします。登録の有効期間は登録証に明記されます。

3-5. 登録者名簿

（1）関係機関等への開示

APECエンジニア登録者は、モニタリング委員会で管理するAPECエンジニア登録者名簿に必要な事項が記載されます。

関係機関からの問合せ等があった場合においては、モニタリング委員会が管理するAPECエンジニア登録者名簿を提示します。

また、報道機関等からの問合せがあった場合、建築構造技術者の登録情報についてはセンターが、登録者の登録番号、氏名、現住所（市町村名）について開示します。予めご了承下さい。

（2）APECエンジニア名簿の公開（公開を希望する者に限る）について

APECエンジニア協定の総会（2021年6月）において、IEA(The International Engineering Alliance)のWebサイト内にAPECエンジニア加盟各エコノミーの所定のWebページへリンクを設け、各エコノミーの対応するページにおいて登録しているAPECエンジニアの名簿を掲載することが議決されました。

これを受け、公益財団法人建築技術教育普及センターにおいては、以下のとおり、公開を希望する方に限り当該名簿を掲載することといたしました。

リンク元：<https://www.ieagreements.org/agreements/apec/registered-apec-engineers/>

日本リンク先：https://www.engineer.or.jp/c_topics/008/008037.html（公益社団法人日本技術士会）

公開の手続については、審査結果決定後に「APECエンジニア（建築構造技術者）登録案内」に同封しご案内いたします。なお、掲載事項は、以下のとおりです。

○氏名（APEC エンジニア登録証に記載の綴りのとおりとなります。）

○登録番号

○技術分野：Structural

○登録有効期限

§ 4. 登録の更新（詳細は『2026 年度 A P E C エンジニア 更新等案内書』を参照）

（この章は、新規登録期間満了後の手続等について記載しています。新規申請者は5年後の更新の概要を確認し、更新に必要な登録期間内で実践するCPDについてご理解下さい。）

A P E C エンジニアの登録の有効期間は登録日より5年間を基本とします。このため、登録期間の満了後、A P E C エンジニアとして登録を継続するためには、登録を更新する必要があります。

登録の更新は、所定の期間内（2027 年 4 月 1 日登録の場合：2026 年 10 月 1 日～2031 年 9 月 30 日）の5年間に250時間以上のCPDを実施し、申請により審査を受け、要件を満たしていると認められた後、登録が更新されることになります。

登録の更新審査及び登録に関する詳細は、原則、当該年度の更新対象者に対し事前にご案内いたします。

4-1. 審査方法

審査は、A P E C エンジニアの7要件のうち、主に「**継続的な専門能力開発（CPD）*を満足すべきレベルで実施していること**」について行います。

具体的には、建築エンジニア資格委員会において、更新審査申請書、CPD情報システムへ入力したCPDプログラム等を審査、確認します。

なお、必要に応じて、CPDの実施内容等を確認するため、問合せ又はCPDの実施を証明する書類の提出を別途求める場合があります。

*CPDについては、『§ 5. 継続的な専門能力開発（CPD：Continuing Professional Development）について』をご覧ください。

4-2. 更新審査・登録手数料（予定）

11,000 円（うち、消費税額 1,000 円）

ただし、審査の結果、登録に至らなかった場合は、審査手数料(2,200 円(うち、消費税額 200 円))を減じた金額を返還いたします。

※IPEA 国際エンジニアの称号を登録の方は、APECエンジニアと同時に登録の更新審査を行う場合は、「IPEA 国際エンジニア登録の更新審査手数料」が不要となり、上記の額に「登録手数料 7,700 円(うち、消費税額 700 円)」を加算した金額となります。

*IPEA国際エンジニアについては、別冊の『IPEA国際エンジニア総合案内書』をご覧ください。

4-3. 登録証の交付

登録の更新審査の結果、要件を満たしていると認められた方については、新たな登録証を交付いたします。

§ 5. 継続的な専門能力開発（CPD：Continuing Professional Development）について

A P E C エンジニアの対象となるCPDプログラムについては、別冊の『A P E C エンジニア（建築構造技術者）新規／更新審査登録申請者のための継続的な専門能力開発について（CPD申請のご案内）』をご覧ください。

5-1. 新規審査申請

A P E C エンジニアの7要件の1つに『**継続的な専門能力開発を満足すべきレベルで実施していること**』があります。

「継続的な専門能力開発」とは、CPD（Continuing Professional Development）と呼ばれ、A P E C エンジニアとして必要な知識及び技能の維持向上に継続的に努めることが求められています。

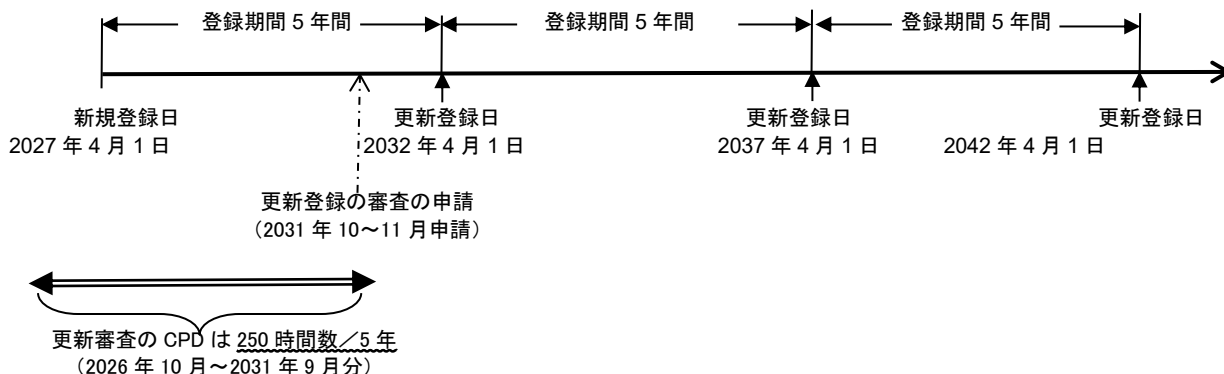
この要件を満たすためには、新規申請の場合、審査申請時*より遡った2年間に100時間以上のCPDを実施することが必要です。

※審査申請時より遡った2年間とは、各申請者の申請日ではなく審査申請書受付開始前の2年間を言い、具体的な期間は、2026 年度審査の場合、2024 年 10 月 1 日から 2026 年 9 月 30 日となります。

5-2. 更新審査・登録申請

APECエンジニアとして登録が継続されるためには、登録の更新審査申請を行い、申請時より遡った5年間に、CPD時間数が要件（250時間数）を満たす必要があります。

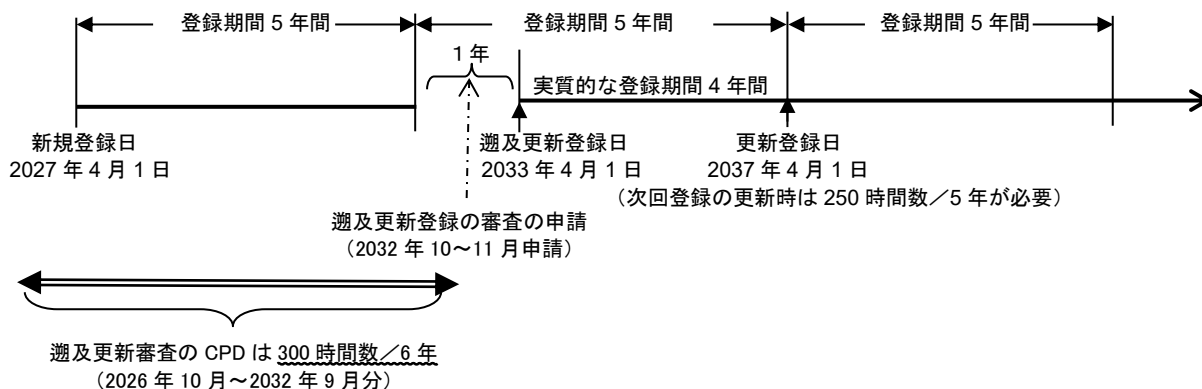
CPD時間数が不足する場合は、要件を満たすことが認められないため、登録が失効します。



5-3. 遡及更新審査・登録申請

通常の更新審査・登録申請時より遡った5年間に、CPD時間数が要件（250時間数）に満たない場合には更新の要件を満たさないため登録が失効（2032.3.31）します。しかし、その失効の翌年中に、過去6年間で300時間数以上のCPD実施記録を添えて遡及更新審査・登録申請を行い、当該審査を受け要件を満たすと判断された方に限り遡及更新登録を受けることができます。

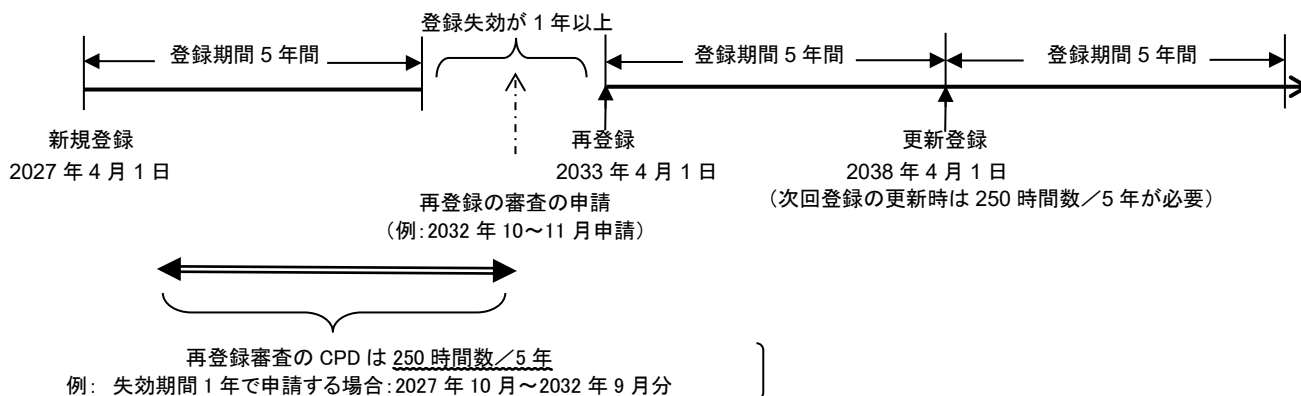
この場合、遡及更新登録を受けるまでの1年間はAPECエンジニア名称の使用はできませんが、遡及更新登録後の登録日及び登録番号は、従前のままととなります。



5-4. 再登録審査・再登録申請

既に登録が失効した方が再登録を受けようとする場合は、再登録審査・登録申請時より遡った5年間にCPD時間数が250時間数を満たすことによって再登録することができます。

この場合、再登録を受けるまでの間はAPECエンジニア名称の使用はできません。また、再登録後の登録番号は従前のままととなりますが、登録日は新たに付与され、従前の登録証は使用できなくなります。ただし、登録証には、新規登録審査時期を明示するため、初回登録日と再登録日の双方が記載されます。



5-5. 建築C P D（継続能力／職能開発）情報提供制度

A P E Cエンジニアの称号を受けると、自動的に建築C P D情報提供制度に参加登録されます。この制度を利用して登録更新の要件であるC P D実績を記録していただきます。更新時には、この建築C P D情報システムに入力された情報をもとに、原則、申請の締切日までに入力された記録で審査を行います。

なお、A P E Cエンジニアとしての登録が失効した時点で「建築C P D情報提供制度」の参加登録は無効となります。

（１）建築C P D情報提供制度について

建築C P D情報提供制度とは、制度参加登録者が建築C P D情報提供制度認定プログラム（以下、「認定プログラム」という。）に出席した記録を統合的に管理し、参加登録者等からの求めに応じて、その実績を証明する制度です。

建築C P D情報提供制度のC P D実績証明書は、国土交通省の官庁営繕事業に係る設計等の発注に際して活用されている他、41都道府県及び27主要市（2026年1月現在）において設計等で活用されています。さらに、公共工事の入札に参加しようとする建設業者を選定するための経営事項審査においても活用されています。

認定プログラムとは、建築C P D情報提供制度により、建築士等の研修として相応しい講習会等として予め認定されたプログラムのことです。認定プログラムは、C P D情報システムの「認定プログラム一覧」に掲載されています。

C P D情報システム : <https://jaic-cpd.jp/index.php>

（２）「C P D実績証明書」の対象となる出席記録

認定プログラムへの出席記録（受付時に名簿へ記載したもの）が対象となります。

C P D情報システムにおいて自ら申請した出席記録については、証明の対象になりませんのでご注意ください。

（３）参加登録料

A P E Cエンジニア登録者となった場合、建築C P D情報提供制度への参加登録料は「無料」となります。

§ 6. 問合せ先一覧

（１）Structural（構造）のうち建築構造技術者の審査・登録に関する問合せ

（公財）建築技術教育普及センター（A P E Cエンジニア建築エンジニア資格委員会事務局）

〒102-0094 千代田区紀尾井町 3-6 紀尾井町パークビル e-mail : iad@jaic.or.jp 電話 03（6261）3310

URL <https://www.jaic.or.jp/>

（２）一級建築士免許証明書に関する問合せ

（公社）日本建築士会連合会

〒108-0014 東京都港区芝 5-26-20 建築会館 電話 03（3456）2061

URL <https://www.kenchikushikai.or.jp/>

（３）J S C A建築構造士に関する問合せ

（一社）日本建築構造技術者協会

〒102-0073 東京都千代田区三番町 24 林三番町ビル 電話 03（3262）8498

URL <https://www.jsca.or.jp/>

（４）構造設計一級建築士に関する問合せ

（公財）建築技術教育普及センター

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 3-6 紀尾井町パークビル 電話 050（3645）2747

URL <https://www.jaic.or.jp/>

(5) 建築構造以外の分野の審査・登録に関する問合せ

(公社) 日本技術士会

〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 電話 03 (3459) 1331

URL <https://www.engineer.or.jp/>

(6) 専攻建築士（構造設計）に関する問合せ

(公社) 日本建築士会連合会

〒108-0014 東京都港区芝 5-26-20 建築会館 電話 03 (3456) 2061

URL <https://www.kenchikushikai.or.jp/>

§7. APECエンジニア審査申請に係る問合せ Q & A

(1) APECエンジニアについて

No.	質 問	解 答
1	APECエンジニアとは何ですか？	実務経験などについて一定レベル以上にあると認められる技術者に対する、APEC域内の共通の称号です。 今後、関係する二国間又は多国間の政府間での協議が整えば、相互承認の段階に移行することになります。(この場合、協議の内容如何によっては、相互承認のための補足審査や追加的条件等が課せられる場合があります。)
2	APECエンジニアは、国家資格ですか？	APEC参加国間で一定レベル以上の技術者に対し、APEC域内の共通の称号を与えられるもので、国の法律に基づく資格等の登録ではありません。 日本では、12 省庁(1999 年(平成 11 年)11 月当時。現在は、関係9 省)の申し合わせに基づき設置されたモニタリング委員会で審査登録等が行なわれているものです。(建築構造分野については、モニタリング委員会(事務局:日本技術士会)の委託を受け、建築エンジニア資格委員会(事務局:センター)が審査登録等を行います。)
3	APECエンジニアになるとどのような仕事ができるのですか？	APECエンジニアとは、「称号」です(No1 をご覧下さい。)ので、直接業務上の権限などが与えられるわけではありません。APECエンジニアとしての登録は、技術者としての能力がAPEC域内で同等であるとみなされることです。(資格の受入れについては今後、関係する二国間又は多国間の政府間での協議が整えば、相互承認の段階に移行することになります。)
4	日本が登録しているAPECエンジニアの専門分野は何ですか？	日本が登録を開始している専門分野は、「Civil」「Structural」「Geotechnical」「Environmental」「Mechanical」「Electrical」「Industrial」「Mining」「Chemical」「Information」「Bioengineering」の11分野です。 専門分野の定義は各エコノミーによって相違があります。
5	どのような者が審査の申請をできるのですか？	日本では、Structural 分野のうち建築構造分野は、一級建築士資格取得者のうち、建築構造に携わる方が審査対象となります。 上記以外の Structural 分野とその他の分野は、技術士資格を取得している方が審査対象となります。
6	APECエンジニアの称号には有効期限があるのですか？	有効期間は、登録証交付日より5年間です。有効期間後もAPECエンジニアの称号を登録し続けるためには、登録の更新を行う必要があります。具体的には、登録の更新のための審査において必要な要件(主にCPDの実績)を満たしていると認められなければなりません。

(2) 申請書類について

No.	質 問	回 答
1	申請書類の入手はどこでできますか？	当センターのウェブサイトからダウンロードして下さい。
2	申請書は和文と英文のどちらを提出するのですか？	申請書は、和文、英文の両方について、「電子データ」及び「A4判サイズに出力したもの」を提出して下さい。なお、様式4 CPD実施記録簿は和文のみで構いません。提出されない場合は、書類不備で審査対象になりません。 申請書の記載内容は、日本語と英語で齟齬のないよう記入して下さい。齟齬が見受けられた場合、審査できない場合や要件を満たしていないものと判定される場合があります。
3	英文の申請書はなぜ必要なのですか？	APECエンジニア参加国で構成されるAPECエンジニア協定総会による監査(日本で審査された申請者の内容等を確認し、IEAが標準として示すエンジニアとしての知識・能力を満たしているかどうか等を判断)や各国からの問い合わせ等に対応するためです。
4	英語能力の審査があるのですか？	英語能力の審査はありません。
5	一級建築士免許証又は免許証明書の「原本照合が不要」となったのは、何故ですか。	IEA倫理規程の「自分の学歴及び技術資格を詐称しない。」という項目があることから不要となりました。なお、審査の過程等に虚偽が発覚した場合は、APECエンジニアの申請や登録が失効します。
6	一級建築士免許証又は免許証明書の再交付手続き中の場合の対応はどのようにするのですか？	建築士登録証明書等を(公社)日本建築士会連合会又は各都道府県建築士会において発行手続きをし、当該書類を提出して下さい。(詳細は、(公社)日本建築士会連合会にお問い合わせ下さい。§6. 問合せ先一覧 参照)
7	大学のエンジニアリング課程とは何ですか？	大学での基礎工学分野(数学、物理等を含む)や建築等の専門に関する課程のことですが、 Structural 分野に申請する建築構造技術者の場合、一級建築士の免許登録において必要な実務経験が2年である課程が、「大学のエンジニアリング課程」と判断されます。なお、「大学のエンジニアリング課程」を修了していない場合は、学歴、二級建築士の有無及び実務経験年数等を考慮し、モニタリング委員会が「大学のエンジニアリング課程」修了と同等かどうか判断します。
8	エンジニアリング業務に大学院での研究は含まれますか？	大学院での研究はエンジニアリング業務として認めません。建築構造に関する実務とは、構造設計、構造計算、建築士法第2条第八号の工事監理等を言います。
9	(様式1)「学歴」欄は、どの学歴から記入すればよいですか？	高校等の普通科での修了部分を除き、工学教育を受けたものについて記入して下さい。ただし、工学教育を受けていない方は、最終学歴を記入して下さい。
10	学歴が5つ以上の場合はどうに記入するのですか？	工学教育の学歴だけで5つ以上の場合、最終学歴から記入するようにして下さい。
11	(様式2)「申請者の果たした役割」、(様式3)「プロジェクトの特徴」欄及び「責任ある立場で果たした役割」欄を増加してもよいですか？	可能な限り、用紙に収まるように簡潔に、かつ、第三者が理解可能なように記入して下さい。
12	(様式2、3)「構造エンジニアとしての担当期間」とは何ですか？	プロジェクトの期間ではなく、そのプロジェクトの中で構造エンジニアとして携わった期間を記入して下さい。

No.	質 問	回 答
13	(様式2、3)「構造エンジニアとしての担当期間」に記入した期間が複数のプロジェクトで重複してもよいのですか？	同一時期に複数のプロジェクトに従事し、期間が重複する場合は、実務経験の期間として重ねてカウントすることはできません。
14	APECエンジニア要件の「エンジニアリング課程修了後、7年間以上の実務経験」とは、一級建築士取得後の実務経験を意味するのですか？	一級建築士の免許登録において必要な実務経験が2年である大学課程を修了した方については、大学のエンジニアリング課程修了後の実務経験を意味します。 大学課程を修了していない方については、一級建築士試験合格後の実務経験を意味します。
15	APECエンジニア要件の「エンジニアリング課程修了後、7年間の実務経験」とは、どのような実務を申請すればよいのですか？	<u>建築構造及びそれに明確に関連性を有する実務のみ</u> を最近のものから新しい順序で、 <u>期間を重複させずに7年間分以上</u> 記入して下さい。 上記の実務以外のものは認められませんので、判断が難しいと思われるものについては、より具体的に詳しく記入して下さい。 審査において一部の実務が認められない場合もありますので、総期間数は少し多めに申請して下さい。
16	APECエンジニア要件の「2年間以上の重要なエンジニアリング業務の責任ある立場」とはどのような立場ですか？	一級建築士資格取得(免許登録)後の責任ある立場として担当した業務について記入して下さい。取得前の業務はカウントされません。(二級建築士資格のみの立場で担当した業務についてカウントはできません。)
17	様式3の図面等は、どのような書類を提出すればよいのですか？	構造上の特徴を示す設計図と、一般図(平面図・立面図・断面図等)を原則とします。(写真やパースのみでは、図面等の書類として認められません。)縮尺は自由です。なお、A4サイズ、3、4枚とし、全てのページに証明者による自署をもらってください。
18	(様式3)「第三者証明」欄は、いくつかのプロジェクトが同じ上司の氏名になっても全ての様式に自署してもらうのですか？	1プロジェクトごとに第三者証明が必要になります。したがって、同じ証明者であってもそれぞれのプロジェクトで証明を得て下さい。 第三者証明のないプロジェクトは、実務経験として認められません。また、自署のコピーは不可です。
19	(様式3)「第三者証明」欄は、申請者自身が部長等であった場合どのような者に自署してもらえばよいのですか？	上司には役員を含めても構いません。(その場合、所属部署の記載は不要です)。 なお、申請者が構造設計部長等の場合、他の部門の長や共同事業担当者等、申請書の業務の実施を証明できる方に限ります。(申請者の友人又は部下の方は除きます。)
20	(別紙)推薦書の「推薦者氏名」欄はどのような者に自署してもらえばよいのですか？	推薦する時点において一級建築士として登録されている方で、2名分必要です。年齢、一級建築士登録後の年数、居住地域、申請者との面識年数、APECエンジニア資格の有無は問いません。ただし、推薦時点において、申請者及び申請内容をよく理解している方に限ります。

§ 8. 審査申請書の記入上の注意事項と記入例

8-1	審査申請書（新規用）記入当たっての注意事項	17
8-2	和文審査申請書の記入例	22
(1)	様式 1 の記入例	22
(2)	様式 2 の記入例	24
(3)	様式 3 の記入例	25
(4)	様式 4 の記入例 （「CPD 情報提供システム利用」又は「CPD 実施記録簿.xlsx」様式による提出）	26
8-3	英文審査申請書の記入例	28
(1)	Form 1 の記入例	28
(2)	Form 2 の記入例	30
(3)	Form 3 の記入例	31
(別紙 1)	宣誓の記入例	32
(別紙 2)	推薦書の記入例	33

（注意）申請書等に使用する文字は、「J I S 第 1 水準・第 2 水準」として下さい。

§ 8. 審査申請書の記入上の注意事項と記入例

8-1. 審査申請書（新規用）記入に当たっての注意事項

申請に必要な書類が不足していると、申請が受理されず、審査を受けることができなくなりますので、本総合案内書「2-5 (3) 申請に必要な書類」をよくご確認のうえ、申請して下さい。

また、審査は申請書に記入された内容をもとに行いますので、8-2 及び 8-3 にある申請書の記入例及び下記をよく読んで記入して下さい。必要な事項が記入されていないものは、審査の対象とならず、その結果、要件を満たしていると認められない場合がありますので十分にご注意下さい。

審査申請書は、当センターのウェブサイトからダウンロードできますので必要に応じてご活用下さい。

※なお、前年度までの申請書様式は使用できませんので注意して下さい。

(注意) 申請書等に使用する文字は、「J I S 第1水準・第2水準」として下さい。

1. 申請書全般

審査は和文の申請書で行いますが、国際的監査等があった場合、英文の申請書が用いられます。したがって、和文と英文の申請書の記載内容（プロジェクト数及び内容）に齟齬がないようにして下さい。齟齬が認められた場合は、審査できない場合があります。なお、登録後に齟齬が発覚した場合は、登録を取消される場合があります。また、申請書のみでは審査が困難な場合には、審査の過程で追加資料等を請求する場合がありますのでご了承下さい

【留意事項】

申請に当たっては和文と英文との整合性はもとより、英文として適切な表現がなされているかどうかを第三者に確認を依頼するなど、精査して申請書の提出をお願いいたします。なお、これまで、英文の申請書については、用語の間違い、記入内容の不備、文章の誤り（文型、時制、態 等）、ミススペリング、などが多く見受けられます。その中には、「2 年間以上の責任ある立場での重要なエンジニアリング業務経験」に関する記入内容が英文・和文と食い違い、重要な業務とは受け取れない場合や、和文に比べて極端に英文の分量が少なく説明が足りない、単に英単語を羅列している、和製英語を用いている、様式 1（和文）の生年月日と Form 1（英文）の生年月日が違う、等の事例もありますので、十分にご留意してください。

2. 様式 1：一般事項

(1) 「一級建築士登録番号」欄、「構造設計一級建築士交付番号」欄、「J S C A 建築構造士登録番号」欄及び「専攻建築士（構造設計）の登録番号」欄は、次のことに留意して記入して下さい。

- 一級建築士の免許取得者は、登録番号及び登録年
- 構造設計一級建築士の取得者は、構造設計一級建築士の交付番号
- J S C A 建築構造士の取得者は、J S C A 建築構造士の登録番号
- 専攻建築士（構造設計）の取得者は、専攻建築士（構造設計）の登録番号

(2) 「学歴」欄は、高等学校等以降で工学教育を受けたものについて記入して下さい。

なお、工学教育を受けていない方は、最終学歴を記入（卒業（修了）した学歴のみ記入）し、学科、専攻、コース名を記入して下さい。また、学位を取得している場合は、必ず記入して下さい。

(3) 「職務経歴」欄は、学校卒業後から現在までの職務経歴（勤務先）について、担当した主な業務内容を明確に記入して下さい。

3. 様式 2：7 年（84 ヶ月）間以上の実務経験

(1) A P E C エンジニア要件の「エンジニアリング課程終了後、7 年間以上の実務経験」とは、一級建築士の免許登録において必要となる実務経験が 2 年の方は、大学のエンジニアリング課程修了後の実務経験となります。

ただし、大学のエンジニアリング課程を修了していない方は、一級建築士の免許登録後の実務経験となります。

(2) 実務経験として対象となる業務は、建築構造に関する業務です。建築構造に関する業務以外のものは対象となりません。

(3) 実務経験は、プロジェクトごとに担当した期間の新しい案件から古い案件へ順次記入して下さい。

(4) 「構造エンジニアとして担当した期間」欄に記入した期間は、複数のプロジェクトで担当期間が重複

した場合は、重複カウントはできません。したがって、担当期間の合計は、重複期間を除き、84 ヶ月以上となるように記入して下さい。詳しくは、「8. 留意事項」をご確認ください。

なお、「構造エンジニアとして担当した期間」とは、プロジェクトの工期そのものではないことに留意して下さい。

- (5) 「所属部署」欄は、当該プロジェクト担当時の所属部署を可能な限り詳細に記入して下さい。
- (6) 「プロジェクトの特徴」欄、「申請者の果たした役割」欄は、所定の欄に収まるように記入・説明して下さい。

4. 様式3：2年（24 ヶ月）間以上の重要なエンジニアリング業務の責任ある立場での経験

- (1) 1プロジェクトにつき様式3を1枚とし、書式の変更はしないようにして下さい。
- (2) 「重要なエンジニアリング業務の責任ある立場」は、一級建築士の免許登録後の責任ある立場での実務経験です。一級建築士試験を合格していても免許登録以前の実務経験は対象となりません。
- (3) 実務経験として対象となる業務は、建築構造に関する業務です。建築構造に関する業務以外のものは対象となりません。
- (4) 様式3の2年間の実務経験は、様式2で記載した「7年（84 ヶ月）間以上の実務経験」の中から選択して記入し、「様式2のNo.」欄に該当するプロジェクトの番号を記して下さい。
- (5) 「構造エンジニアとして責任ある立場での担当期間」欄に記入した期間は、複数のプロジェクトで担当期間が重複する場合は、重複カウントはできません。したがって、担当期間の合計は重複期間を除き、24 ヶ月以上となるよう記入して下さい。詳しくは、「8. 留意事項」をご確認ください。
- (6) 「プロジェクトの特徴」欄は、所定欄に収まるように記入・入力して下さい。
- (7) 「業務の分類」欄は、重要なエンジニアリング業務の責任ある立場での経験として該当する項目を以下のa、b及びcから選び、該当箇所に○をつけて下さい。（複数可）
 - a. 比較的小さな規模の業務について、調査・企画、計画、設計、監理又は管理、関連部署との全体調整などの大半を実施した経験。
 - b. 比較的大きな規模の業務の一部を担当して、業務全体を理解したうえで関連部署との調整やチームの指導などを実施した経験。
 - c. 複雑な条件下の業務、新しい考え方が求められる業務、あるいは複数の領域にまたがる業務などを実施した経験。
- (8) 「責任ある立場で果たした役割」欄は、当欄に記入した責任ある立場での経験の内容からマネジメント能力の確認、及び「プロジェクトの特徴」欄と当欄への記述によりコミュニケーション能力の確認を行います。

記入に当たっては、次の①～③について、プロジェクトにおける申請者の立場を明確にしたうえで、一般的な内容ではなく、具体的かつ詳細に説明して下さい。当該部分には下線を引き、①、②及び③を附番し、所定の欄に収まるように記入して下さい。

なお、①～③の記述については、（ ）内に示すような経験等が該当します。

①プロジェクトのマネジメントを適切に行ったこと

- プロジェクトの全体又は一部を担当し、責任ある立場での建築構造に関する業務を遂行した際に、
 - 時間的、資金的、物理的等制約の中で結果を得るために、プロジェクトを計画し、スケジュールを組み、調整、進行した経験
 - 人材、予算及び物的資源を含む資源を管理した経験

②チームの一員又はリーダーとして効率的に役割を果たしたこと

- 多様な関係者との関わりの中で、相手との立場の違いや周囲の状況を理解したうえで、相手の意見を丁寧に聴き、自らの意見をわかりやすく伝達し、業務遂行に導いた経験

③それらの経験を現時点でどう評価するか

- 当該プロジェクトにおける経験や成果をその後の業務にどのように役立てたか、現時点でどのように評価するか等について自己評価した内容を記述

なお、記入例は、記入のためのポイントを的確に把握していただくための参考資料であり、機械的にそのまま記入例をコピー（転写）することなく、必ず自らの経験に基づいて具体的に記入して下さい。

い。審査の過程で、必要に応じ、各申請者又は証明者に対し、問合せや追加資料の請求行う場合があります。

(9) 図面等のコピーの添付（英語版は不要）

一般図（平面図・立面図・断面図等）に加えて、構造上の特徴などを示すのに適切な図面等のコピーを必ず添付して下さい（縮尺は自由）。添付資料は、原則として、A4サイズ用の紙3、4枚程度とし、右下にプロジェクト名称を明記し、全てのページに証明者による自署をもらってください。

(10) 「第三者による証明」欄は、次のことに留意して下さい。

●第三者とは、発注者、その業務を実施していたときの職場の上司、又は、申請者自らが会社等の代表者の場合は、業界団体、当該プロジェクトを行った同業他社等の責任ある立場の者（ただし、転職等でやむを得ない場合は、経歴を証明することができる立場にある建築構造関係の信頼できる者でも可能です。（友人又は部下等は不可）。）

●第三者による証明には必ず、証明者の自署が必要です。また、第三者証明のないプロジェクトは、実務経験として認められません。

●証明者の「勤務先名等」、「連絡先（電話）」、「所属部署」及び「役職」は、現在のものを記入して下さい。

●証明者がプロジェクト担当時に上司であったことが、証明者の現在の所属部署、役職から判断できない場合、「申請者との関係」欄には「担当時の上司」と記入して下さい。

5. 様式4：CPD実施記録簿（継続的な専門能力開発（CPD）の実施記録）

(1) この総合案内書の§5のほか、別冊「APECエンジニア（建築構造技術者）新規／更新審査・登録申請者のための継続的な専門能力開発について」を熟読したうえで記入して下さい。

(2) 申請時より遡った2年間（2024年10月1日～2026年9月30日まで）に実施したCPD記録を100時間以上記入して下さい。なお、実施期間の不明なもの、前述の範囲を超えるもの（開始日及び終了日が所定期間を超えて申請されているもの）は審査の対象となりませんので留意して下さい。

(3) CPDの形態のうち実務学習型は、APECエンジニアの7要件の一つでもある「2年間の重要なエンジニアリング業務の責任ある立場での経験」相当のもののみを対象とします。

(4) 「プログラム名」欄は、次のことに留意して下さい。

●参加学習型又は情報提供型の場合：講習会名、委員会等の名称を記入

●自己学習型の場合：書籍、通信教育名等を記入

●実務学習型の場合：プロジェクト等の名称を記入（守秘義務等により具体的名称の記載が困難な場合は、頭文字等によりどのような業務であるかを略して明示して下さい。）。)

(5) 「形態」欄は、別冊に記載の『CPDの形態』の表の分類に該当する番号1-1～4-1を記入して下さい。なお、プログラムの内容の審査結果により、形態の分類を変更する場合があります。

(6) 「分野」欄は、別冊に記載の『CPDの分野』の表の分類に該当する番号Ⅰ～Ⅳを記入して下さい。

(7) 「主催」欄は、次のことに留意して下さい。

●参加学習型又は情報提供型の場合：主催団体名を記入

●自己学習型の場合：著者、出版社名等を記入

●実務学習型の場合：会社、部署名等を記入

(8) 「内容」欄は、次のことに留意して下さい。

●参加学習型又は情報提供型の場合：講習会等の内容を200文字以内で記入

●自己学習型の場合：内容について200文字以内で記入

●実務学習型の場合：建築物の規模（用途、階数、延べ面積、構造種別、等）や概要を50文字程度で記入

(9) 「修得した内容」欄において、自己学習型又は実務学習型の場合は、内容について200文字以内で可能な限り具体的に記して下さい。

なお、APECエンジニアにおける実務学習型については、建築構造に関する内容に限定されます。建築構造以外はCPDとして認められません。

(10) CPD実績申請の簡略化・一括申請について（自己申請プログラムに限ります。）

プログラムごとの申請に加えて、以下のCPDについては、形態・分類ごとを一括申請も認めることとします。

- 委員会（同一内容で、定期的で開催されているもの）
 例 ○○委員会、定例で毎月（週）○回、各回○時間、計○時間
 ○専門書誌購読（専門書誌を、複数年間購読した場合）
 例 専門誌の定期購読を3年間の場合、12時間／年×3＝36時間
 ○講師（同一な講義テーマで、定期的で開催されているもの）
 例 △△講演会（科目授業）、毎月（週）△回、各回△時間、計△時間

以下、「講師」の例を示します。

【通常申請】

木造住宅耐震診断アドバイザー派遣	K240	B220	2		2	2	6	2018-09-04 10:00:00	2018-09-04 12:00:00	2022-08-30	市 建築指導課	市民が安心して相談できる環境を整備し、住宅の耐震対策を支援することにより、地震による倒壊等の被害から市民の安全・安心を確保し、地震に強いまちづくりの推進に寄与することを目的として、木造住宅の耐震診断等のアドバイスを行う。
木造住宅耐震診断アドバイザー派遣	K240	B220	1		1	1	3	2020-02-03 10:00:00	2020-02-03 11:00:00	2022-08-30	市 建築指導課	市民が安心して相談できる環境を整備し、住宅の耐震対策を支援することにより、地震による倒壊等の被害から市民の安全・安心を確保し、地震に強いまちづくりの推進に寄与することを目的として、木造住宅の耐震診断等のアドバイスを行う。
木造住宅耐震診断アドバイザー派遣	K240	B220	2		2	2	6	2020-02-04 14:00:00	2020-02-04 16:00:00	2022-08-30	市 建築指導課	市民が安心して相談できる環境を整備し、住宅の耐震対策を支援することにより、地震による倒壊等の被害から市民の安全・安心を確保し、地震に強いまちづくりの推進に寄与することを目的として、木造住宅の耐震診断等のアドバイスを行う。
木造住宅耐震診断アドバイザー派遣	K240	B220	2		2	2	6	2020-11-06 13:30:00	2020-11-06 15:30:00	2022-08-30	市 建築指導課	市民が安心して相談できる環境を整備し、住宅の耐震対策を支援することにより、地震による倒壊等の被害から市民の安全・安心を確保し、地震に強いまちづくりの推進に寄与することを目的として、木造住宅の耐震診断等のアドバイスを行う。
木造住宅耐震診断アドバイザー派遣	K240	B220	2		2	2	6	2021-05-01 13:00:00	2021-05-01 15:00:00	2022-08-30	市 建築指導課	市民が安心して相談できる環境を整備し、住宅の耐震対策を支援することにより、地震による倒壊等の被害から市民の安全・安心を確保し、地震に強いまちづくりの推進に寄与することを目的として、木造住宅の耐震診断等のアドバイスを行う。
木造住宅耐震診断アドバイザー派遣	K240	B220	1		1	1	3	2021-08-10 13:30:00	2021-08-10 14:30:00	2022-08-30	市 建築指導課	市民が安心して相談できる環境を整備し、住宅の耐震対策を支援することにより、地震による倒壊等の被害から市民の安全・安心を確保し、地震に強いまちづくりの推進に寄与することを目的として、木造住宅の耐震診断等のアドバイスを行う。



【簡略化・一括申請イメージ 講師：木造住宅耐震診断アドバイザー派遣の場合】

木造住宅耐震診断アドバイザー派遣	K240	B220	10	10	10	30	2018-09-04 10:00:00	2021-08-10 14:30:00	2022-08-30	市 建築指導課	市民が安心して相談できる環境を整備し、住宅の耐震対策を支援することにより、地震による倒壊等の被害から市民の安全・安心を確保し、地震に強いまちづくりの推進に寄与することを目的として、木造住宅の耐震診断等のアドバイスを行う。 (20180904:2h/20202023:1h/20200204:2h/20201108:2h/20210501:2h/20210810:1h)
------------------	------	------	----	----	----	----	---------------------	---------------------	------------	---------	---

- (11) CPDは、APECエンジニアの審査基準に基づき審査します。したがって、記載内容によっては申請した時間数を変更して認める場合やCPDとして認められない場合等があります。

【新規審査申請者に対するCPD-IDの仮付与】

CPD実施記録簿の提出は、「CPD情報提供システム利用」又は「CPD実施記録簿.xls」によるものとします。「CPD情報提供システム利用」は「建築CPD情報提供制度」が運営しているCPDデータベースを仮使用（CPD情報システムのID番号/パスワードを仮発行）してexcelの様式に代えて申請することができますこのデータベースのご利用希望の方は、以下の事項をメールにてご連絡ください。追って利用方法をご連絡いたします。

なお、このデータベースは、新規審査合格後、APECエンジニアとして登録された場合にも引き継ぎ利用するものです。

- 件 名：A E / I P E A新規申請のCPDデータベース仮使用の希望
 ○記載内容：①氏 名（ふりがな）

②生年月日

③一級建築士登録番号

○送信先 : A E / I P E A エンジニアプロジェクト事務局 E-mail : iad@jaeic.or.jp

○ホームページ : https://www.jaeic.or.jp/navi_cpd/kcpd/index.html

■「建築CPD情報提供制度」は、こちらを参照してください。

https://www.jaeic.or.jp/navi_cpd/index.html

6. 宣 誓

「申請者氏名（自署）」欄は、必ず、自署により記入して下さい。

7. 推薦書：他の一級建築士による推薦書（2名分）

- (1) 推薦者は、推薦時点において一級建築士として免許登録されている者に限ります。なお、年齢、一級建築士の免許登録後の経過年数、居住地域、申請者との面識年数などの制限はありません。また、A P E C エンジニア登録 / I P E A エンジニア登録の有無は問いません。ただし、推薦者は2名必要となります。
- (2) 推薦者は、申請者及び申請内容をよく理解して推薦をして下さい。
必要に応じ、事務局より推薦者に対して、電話、メール等により推薦を行った旨の事実確認等の照会を行う場合があります。推薦者がその態様にかかわらず推薦の対価を申請者に求め、その事実が判明した場合、その推薦は無効とします。
- (3) 「推薦者氏名※自署」欄は、推薦者が必ず自署により記入して下さい。
- (4) 2名分の推薦書は、申請者が取りまとめ、申請書類と共に事務局へ提出して下さい。（なお、登録更新時には、推薦者は不要です。）

8. 留意事項

- (1) 虚偽申請当による登録等の取り消し
各申請書類、署名等について、審査過程や登録期間中に虚偽又は齟齬が発覚した場合は、審査は行われず、また、登録も取消しとなる場合があります。
- (2) 実務経験の重複カウントの確認
近年、様式2及び様式3の記載において、複数の実務経験を同時進行している場合に、実務経験の重複期間をダブル換算されているケースが散見されます。
例：A物件の設計業務：2025年4月～2025年12月（9か月）
B物件の設計業務：2025年9月～2026年3月（7か月）
× 誤認した実務経験期間 16か月（9か月＋7か月＝16か月）
○ 正しい実務経験期間 12か月間（2025年4月～2026年3月）
このことから、実務経験（様式2／様式3等）の再確認のため、「試算用様式：一級建築士としての実務経験一覧表（試算用）」を活用して、要件を満たしているかどうかを確認したうえで申請をお願いいたします。
- (3) エコノミー監査
A P E C エンジニア制度においては、I E A（国際エンジニア連合）の規定により、数年に一度、他のエコノミーからの監査を受ける必要があります。
この監査事項には、新規申請者の申請内容を確認する項目が含まれております。このことから、和文と英文の申請書の整合性はもとより、英文として適切な表現がなされている必要があります。したがって、英文を第三者に確認を依頼するなど、精査して申請書の提出をお願いいたします。
また、審査合格後の登録期間中においては本人確認等のために事務局から連絡をさせていただくことがあります。あらかじめ、ご了承下さい。

8-2. 和文審査申請書の記入例

受付番号 No. _____ (事務局使用欄) APEC

2026 年度 APECエンジニア(建築構造技術者) 審査申請書(新規審査用)

様式 1

一般事項等

APECエンジニア・モニタリング委員会 会長殿
建築エンジニア資格委員会 委員長殿
公益財団法人 建築技術教育普及センター 理事長殿

私は、APECエンジニア Structural(構造)分野の登録をしたいので、審査の申請をします。

2026年 10 月 1 日

写 真 欄

縦 4.5 cm × 横 3.5 cm

無帽・無背景・正面
上半身を写した証明写真

最近6ヶ月以内に
撮影したもの

2026年 9 月撮影

申請者氏名(自署) 建 築 構 造

申請書等に使用する文字は、「J I S 第1水準・第2水準」として下さい。

フリガナ:	ケンチク	コウゾウ	生年月日(西暦):	年齢(申請時点)
氏 名:	建 築	構 造	(西暦) 1974 年 5 月 1 日	52 歳
Name	KENCHIKU	Kouzo		
一級建築士	登録番号:	999999	JSCA 建築構造士	登録番号: 777777
	登 録 年:	2006 年		
構造設計 一級建築士	交付番号:	111111	建築士会連合会 (JFABEA) 専攻建築士 (構造設計)	登録番号: 888888
現 住 所:	〒100-0000			
(自宅)	東京都 〇〇〇区 〇〇〇 〇-〇〇-〇 〇〇〇マンション 301 号室			
	電話: 03-3000-1234		E-mail: aaa@aaa.ne.jp	※
勤 務 先:	〇〇〇建設株式会社			
所属部署:	本社建築事業部 建築企画部 構造設計室		役 職:	室 長
	〒200-0000			
所 在 地:	東京都 〇〇〇区 〇〇〇 〇-〇〇-〇 〇〇〇ビル 22 階			
	電話: 03(5000) 4321		E-mail: bbb@〇〇〇.co.jp	
※書類不備等があった場合の連絡は、原則として、自宅(メールアドレス)に連絡をいたします。				
なお、勤務先に連絡を希望する方は、右記に✓をつけて下さい。				
☐ 勤務先に連絡を希望します				

※次回更新時期の連絡は登録のメールアドレスに連絡をいたします。記入に誤りがないようご確認下さい。※

学歴(最終学歴欄について該当する番号に○等をつけ、下記の欄に高等学校卒業等以降で工学教育を受けたものを記入して下さい。なお、工学教育を受けていない方は最終学歴をご記入下さい。)

最終学歴: 1. 大学卒以上 2. 高専・短大卒 3. 工業高校 4. その他

卒業(修了)年月	学 校 名	学部・学科・専攻等	取得学位
西暦 1992 年 3 月	〇〇工業高等学校	建築科	
西暦 1996 年 3 月	〇〇〇工科大学	工学部 建築工学科	工学士
西暦 1998 年 3 月	〇〇〇大学	大学院 〇〇〇専攻	工学修士
西暦 年 月			
西暦 年 月			

職務経歴(現在に至るまでの勤務先について記入して下さい。期間は「西暦」でご記入下さい。)

期 間:	1998 年 4 月 ~ 2011 年 4 月	勤務先名称:	〇〇〇建築構造設計事務所 (部課名まで) 企画計画部 構造設計第一課
〒	100-9999		
所 在 地:	東京都 △△△区 △△△9-99-99 △△△ビル 3 階 電話: 03-5000-2345		
主な 業務内容:	意匠系設計事務所からの委託による大規模複合施設等の構造設計および解析(補助)。 申請用資料の作成。意匠・設備他各事務所との調整業務等。		
	(1) 構造設計、(2) 工事監理 (構造)、(3) 建築確認審査 (構造)、(4) 構造計算書審査、 (5) (1) ~ (4) 以外の構造設計 ()、(6) その他 ()。		
期 間:	2011 年 4 月 ~ 2013 年 4 月	勤務先名称:	〇〇〇建設株式会社 (部課名まで) 本社建築事業本部 建築企画部 構造設計室
〒	100-0000		
所 在 地:	東京都 〇〇〇区 〇〇〇 0-00-0 〇〇〇ビル 22 階 電話: 03-5000-4231 FAX: 03-5000-4231		
主な 業務内容:	複合施設等に付属する基礎部分の構造設計および解析。その他、自社構造設計指針の策定など。		
	(1) 構造設計 (2) 工事監理 (構造)、(3) 建築確認審査 (構造)、(4) 構造計算書審査、 (5) (1) ~ (4) 以外の構造設計 ()、(6) その他 ()。		
期 間:	年 月 ~ 年 月	勤務先名称:	(部課名まで)
〒			
所 在 地:	電話:		
主な 業務内容:	(1) 構造設計、(2) 工事監理 (構造)、(3) 建築確認審査 (構造)、(4) 構造計算書審査、 (5) (1) ~ (4) 以外の構造設計 ()、(6) その他 ()。		
期 間:	年 月 ~ 年 月	勤務先名称:	(部課名まで)
〒			
所 在 地:	電話:		
主な 業務内容:	(1) 構造設計、(2) 工事監理 (構造)、(3) 建築確認審査 (構造)、(4) 構造計算書審査、 (5) (1) ~ (4) 以外の構造設計 ()、(6) その他 ()。		

7年(84ヶ月)間以上の実務経験

(このうち重要な2年間のエンジニアリング業務に相当するものについてはナンバーを○等で囲んで下さい。)

注意1: 担当した期間の合計が 84 ヶ月以上となるように、新しいプロジェクトから順に記入して下さい。

注意2: 担当期間が複数のプロジェクトで重複する場合は、実務経験の期間として月数を重ねてカウントすることはできません。
重複する月数を除き、合計月数が84ヶ月を超えるよう記入して下さい。

No. 4	プロジェクトの名称: SMOOビル
	構造エンジニアとして担当した期間: 2015 年 1 月 ~ 2017 年 5 月
	規模等 構造種別: RC ・ S ・SRC・その他(左記余白に具体的に記入) 延べ面積(㎡): 90,450 m² 階数: 地上 30 階 地下 3 階建て (地上●階地下●階建て)
	プロジェクトの特徴: 詳細は様式 3 に記載。 担当業務: 1. 基本設計 2. 実施設計 3. 監理 (ポイント監理含む) 4. その他(右記余白に具体的に記入のこと) 申請者の果たした役割(30 文字以上 60 文字以内): 詳細は様式 3 に記載。
勤務先: 〇〇〇建設株式会社 電話: 03-5000-1111	
所属部署: 本社建築事業本部 建築設計部 第〇設計室 役職: 室長	
No. 5	プロジェクトの名称: Zビルプロジェクト 全天候型自動化施工システムの開発
	構造エンジニアとして担当した期間: 2012 年 7 月 ~ 2013 年 10 月
	規模等 構造種別: RC・S・SRC・ その他 (具体的に記入) 自昇式施工システム 延べ面積(㎡): 45,200 m² 階数: 地上 25 階 地下 3 階建て (地上●階地下●階建て)
	プロジェクトの特徴: 超高層マンションの建築構造に係る、..... 担当業務: 1. 基本設計 2. 実施設計 3. 監理(ポイント監理含む) 4. その他 (右記余白に具体的に記入のこと) システム開発 申請者の果たした役割(30 文字以上 60 文字以内): 研究担当者として、.....
勤務先: 〇〇〇建設株式会社 電話: 03-5000-0000	
所属部署: 建設技術研究センター 構造技術企画課 役職: 研究員	
No. 6	プロジェクトの名称: 〇〇県 YKI 市 スポーツドーム
	構造エンジニアとして担当した期間: 2009 年 12 月 ~ 2011 年 4 月
	規模等 構造種別: RC・ S ・ SRC ・その他(具体的に記入のこと) 延べ面積(㎡): 23,100 m² 階数: 地上 3 階 地下 1 階建て (地上●階地下●階建て)
	プロジェクトの特徴: トラス架構と△△△構造との組み合わせによるドーム屋根をもつ体育館。 担当業務: 1. 基本設計 2. 実施設計 3. 監理(ポイント監理含む) 4. その他(右記余白に具体的に記入のこと) 申請者の果たした役割(30 文字以上 60 文字以内): 構造設計担当者として、.....
勤務先: 〇〇〇建設株式会社 電話: 03-5000-1111	
所属部署: 本社建築事業本部 建築設計部 第〇設計室 役職: 設計担当	

(1枚で書ききれない場合は、コピーしてお使い下さい。)

2年(24ヶ月)間以上の重要なエンジニアリング業務の責任ある立場での経験

注意1: 担当期間の合計が24ヶ月以上となるように記入して下さい。

注意2: 担当期間が複数のプロジェクトで重複する場合は、実務経験の期間として月数を重ねてカウントすることはできません。

重複する期間を除き、合計の月数が24ヶ月以上となるよう記入して下さい。

No.	プロジェクト名称: SMOODビル	様式2のNo.: No 4
A	構造エンジニアとして責任ある立場での担当期間: (責任ある立場として経験した期間を記入) 2015年 1月 ~ 2017年 5月	
	規模等	延べ面積(㎡) 90,450 ㎡ 階数: 地上 30 階 地下 3 階建て (地上●階地下●階建て)
	構造種別: RC・S・SRC・その他(具体的に記入のこと)	
	プロジェクトの所在地 国名: 日本 都道府県名: 〇〇県 市区町村名: 〇〇市	
プロジェクトの特徴(100文字以上 150文字以内): 〇〇県△△市に所在する超高層ビル。(偏心コアタイプ) 高層部の平面形は、		
担当業務: 1. 基本設計 2. 実施設計 3. 監理(ポイント監理含む) 4. その他(左の余白に具体的に記入のこと)		
業務の分類: (「業務の分類」に対応した「申請者の果たした役割」を下に記入して下さい。) 業務の分類については、下記より該当する番号を選び(重複可)業務分類欄に、○を付けて下さい。 a. 比較的小さな規模の業務について、調査・企画、計画、設計、監理又は管理、関連部署との全体調整などの大半を実施した経験。 b. ☒ 比較的大きな規模の業務の一部を担当して、業務全体を理解したうえで関連部署との調整やチームの指導などを実施した経験。 c. 複雑な条件下の業務、新しい考え方が求められる業務、あるいは複数の領域にまたがる業務などを実施した経験。		
責任ある立場で果たした役割(500文字程度) ※ ①プロジェクトのマネジメントを適切に行ったこと、②チームの一員又はリーダーとして効率的に役割を果たしたこと、及び③それらの経験を現時点でどう評価するか、がわかるように記述すること。当該部分には、下線を引き、①、②及び③を付記すること。 本建物は約 90,000 ㎡の超高層建築で比較的大きな業務であった。設計に当たり、構造設計チーム4人のチーフとして、基本設計及び実施設計を通じて、設計の遂行及びまとめを行った。その際、設計チーム内では建築及び設備担当との調整や建築コスト調整を行い、対外的には発注者の要求事項と設計内容の調整及びその説明、了解を得る役割を果たした。② 当建物は、.....という特殊な手法で実施されたが、.....することにより、一般に比べて複雑な発注者との調整を滞りなく行った。また、超高層建築であるため、.....等が必要であったが、.....することにより、これもスケジュール通り完了させた。監理段階では、構造担当として、適時に、施工計画書確認、現場確認、鉄骨関連検査や発注者への状況説明などを行うことにより、プロジェクトの順調な遂行に努め、予定通りの工期内で竣工に至ることができた。① 設計・監理を通じ、チーム内外との意思疎通の重要性が認識できた。また、本建物では竣工後.....を確認する試験も行われ、計算上と実際の性状比較ができ、その後の設計の参考とすることができた。③		
図面等のコピーの添付: プロジェクトごとに、A4サイズの内紙(2枚以内)に図面等を収め、右下にプロジェクト名称を明記し、この様式の次のページに添付して下さい(図面の縮尺を明記のこと)。		
第三者による証明:	証明者氏名(自署) 構 造 次 郎	申請者との関係 所属長(上司)
	勤務先名等 〇〇建設株式会社 本社	連絡先(電話) 03-5000-4321
	所属部署 建築事業本部 建築設計部	役 職 部 長

(1枚で書ききれない場合は、コピーしてお使い下さい。)

様式4（「CPD情報提供システム利用」の場合）

「CPD情報提供システム利用」の場合には、以下の画面をコピーするなどして、提出してください。

なお、申請されたCPDプログラムは、「未承認」の状況です。新規審査過程でCPD実績を確認し、委員会で承認された後にCPD情報提供システムに反映されます。

CPD情報システム 参加者用

TOP

ログアウト

取得単位数確認 [建築CPD情報提供制度]

自己申請したプログラムの状況と取得した単位数の確認を行います。

登録情報

ユーザーID		参加者氏名	
所属制度	[建築CPD情報提供][APECエンジニア]		

取得単位

実施期間

2021年10月01日～2023年09月30日迄

確認する

取得時間数の表示は、上段は承認されたプログラム、下段（ ）内は審査待ちのプログラムとなっています。
詳細は各制度名をクリックすると表示されます。

APECエンジニア

時間 [0] (162)

形態別取得時間

参加学習型	情報提供型	自己学習型 (上限125時間 / 5年)	実務学習型 (上限75時間 / 5年)
0 (102)	0 (0)	0 (30)	0 (30)

分野別取得時間

倫理・法令分野	専門学術・技術	総合管理	その他建築関連
0 (17)	0 (139)	0 (0)	0 (6)

「分野別取得時間数」の表示には、上限は設けていません。

建築CPD情報提供制度

時間 [0] (0)

26

氏 名：建築 構造

＜CPD実施記録簿＞（以下の表に実施したCPDプログラム全てについてご記入下さい。）

実施したCPDプログラムについて下記の書式に従い、記入して下さい。

- 1.プログラムNo欄には、1～連番を記入のこと。
- 2.形態欄には、『CPDの形態』の表の分類に該当する番号1～4-1を記入のこと。（「CPDの形態とCPD時間数(重み付け)係数」参照）
- 3.分野欄には、『CPDの分野』の表の分類に該当する番号Ⅰ～Ⅳを記入のこと。（「CPDの分野」参照）
- 4.開始日、終了日欄は、西暦で記入のこと。
- 5.内容欄には、①参加学習型又は情報提供型の場合：講習会等の内容を180字程度で記入のこと。

②自己学習型の場合：内容について180字程度で記入のこと。

③実務学習型の場合：建物概要（延床面積、階数、構造種別、用途等）を50字程度で記入のこと。

6.修得した内容欄には、認定プログラム以外の参加学習型、自己学習型又は実務学習型の場合：内容について180字程度で記入のこと。

様式4

記入例

No	実施年月日		CPDの形態	CPDの分野	実施に要した時間	プログラム名 (講習会、委員会、書籍、プロジェクト名称等)	主催、主催団体名、 出版社名等	内容	修得した内容
	開始日時	終了日時							
1	2024/12/01	2024/12/01	講習会	倫理/法令部野	2.0	鋼構造技術者育成のための講習会	日本鋼構造協会	鋼材をとりまく国内外の市場環境と技術的動向など 構造用鋼材の利用技術と適用事例、鉄鉱石から最終製品へと 変貌を遂げた鋼材（鋼管、H形鋼、棒鋼、線材製品等）の価格 はどのように推移しているか、また世界の市場の中で日本製品 はどのようなポジションを占めているかをグラフ等を利用してそ の実態の理解、構造用鋼材がどのような場で用いられているか についての説明があった。 (180字程度)	認定プログラム以外の参加学習型のプログラム について習得内容を記入して下さい。（認定プロ グラム一覧については、当センターウェブサイト CPD情報提供システムのページを参照して下さい。）
9	2023/12/01	2024/04/30	2-3	Ⅱ	10.0	耐久設計委員会	〇〇センター	中性化深さや塩害による鉄筋腐食の予測についての検討を行う 委員会。既存建物の中性化の予測計算については、表面被 覆材の劣化抑制効果の実測値がほとんど無いことや表面被覆 材の耐久性の評価が課題であることから、メーカー等からも協 力を得て検討を進めた。現状を踏まえ、建物の劣化状況を評価 し、建物の寿命を合理的に説明する手法を、実務レベルで使用 できるよう、耐久設計の指針（案）としてとりまとめた。5回出席 (2h/回)。 (180字程度)	同上
15	2024/12/01	2024/12/02	3-1	Ⅱ	2.0	建築技術5月号「床スラブの工法と設 計上の留意点」	建築技術	在来工法に代わる床スラブ工法は、1970年代に開発されて以 来、多様な要求に応えるため様々な床スラブ工法が開発・改良 されてきた。建設現場における無支保工化や仮設材の削減、工 期の短縮等建築の構築方法を大きく変えてきた。床スラブ工法 のうち、比較的普及しているデッキプレート床工法、ハーフPC 合成床工法及びフルPC床工法について、その概要と設計上留 意点について細読した。 (180字程度)	デッキプレート床工法はコンクリートのひび割れ (特に支持縁)に生じるひび割れ対策、ハーフPC 合成床工法は構造上の弱点となる版版接合部 の検討、フルPC床工法スラブ工法は地震時面 内せん断力を確実に梁に伝達することが必要な こと等、日頃感じている床スラブ工法の特有の問 題点や実務における工法の選択方法、設計方法 の留意点として非常に参考となった。今後は非実 務に反映したい。 (180字程度)
20	2025/04/01	2025/08/01	4-1	Ⅱ	1500.0	〇〇〇ビル新築工事の基本設計及び 実施設計（構造設計担当）	〇〇〇設計事務所 構造設計部	所在地：東京都、延べ面積2500㎡、階数：地上7階地下2階、構 造：鉄骨鉄筋コンクリート造、用途：商業施設 (50字程度)	建築物の竣工時期が決定しており、工期を踏ま えたと設計のスケジュールも非常にタイトであ った。特殊な構造の建築物であったので、実施設 計の段階で施工業者を交えた協議を定期的に行 うこととし、常に施工サイドを意識しながら設計す ることができ、竣工まで感動や驚きの連続であ った。協力体制の重要性を改めて認識し、構造設 計の醍醐味を十分に感じる事ができたプロジェ クトであった。 (180字程度)

8-3. 英文審査申請書の記入例

APEC

File No. _____ (for office use)

**APEC Engineer (1st-class *Kenchikushi* in structural engineering discipline)
Assessment application (new application)**

Form 1

General Items

To: Chairman, Japan A P E C Engineer Monitoring Committee
Chairman, Building Engineer Qualification Committee
President, Japan Architectural Education and Information Center

I am applying for an assessment to be registered as an APEC Engineer in the structural discipline.

Photo Length 4.5 cm × Width 3.5 cm Use a photo taken in the last 6 months showing the front view from the top half of the body, no hat, and a plain background.

Month / day , year: **Oct. 1, 2026**

Signature of Applicant: **建築構造**

Photographed in: **Sep. 2026**

Name:	Last Name	First Name	Date of Birth: (month/day/,year)	Age:
	KENCHIKU	Kouzou	May 1, 1974	52
1st-class <i>Kenchikushi</i> No.:	No. 999999	JSCA Structural Engineer(<i>Kenchiku Kozoshi</i>) registration no.:		No. 777777
	Year of registration: 2006			
Structural Design 1st-class <i>Kenchikushi</i> issuance no.	No. 111111	JFABEA Specialized Architect in structural design (<i>Senko-Kenchikushi (Structural Design)</i>) registration no.:		No. 888888
Current home address:	Postal code: 100-0000			
	301, 〇〇〇Mansion, 〇-〇〇-〇, 〇〇〇-Ku, Tokyo			
	TEL: 03-3000-1234		E-mail: aaa@aaa.ne.jp	
Business name:	〇〇〇 Construction Corporation			
Section:	Structural Design Section, Architectural Planning Department, Head Office		Position: Director of Structural Design Section	
Business address:	Postal code: 200-0000			
	22nd Floor, 〇〇〇Building, 〇-〇〇-〇, 〇〇〇, 〇〇〇-Ku, Tokyo			
	TEL: 03-5000-4321		E-mail: bbb@〇〇〇.co.jp	

Academic background:	Circle the educational institution from which you graduated most recently and list all your secondary and post-secondary studies in engineering in the space provided below. If you have not taken any engineering programs, list the educational program you completed most recently.		
Educational institution last graduated:	☒ 1. University 2. College of technology / junior college 3. Technical high school 4. Other		
Date of Graduation (Completion) (Month/Year)	Educational Institution	Major / Department / Faculty	Degree Obtained
March 1992	Technical High School	Architectural Course	
March 1996	Institute of Technology	School of Architecture, Dep. of Engineering	Bachelor of Eng.
March 1998	University	Department, Graduate School	Master of Eng.

Professional experience (Provide information about your past and ongoing professional experience. Use Western calendar dates.)			
Period: (Month/Year)	From : April 1998 To: April 2011	Organization : (including sections):	Architectural Structure Design The First Section of Structural Design, Planning Division
Address:	3rd Floor, Building, 99-99-9, Ku, Tokyo, 100-9999 TEL: 03 -5000- 2345		
Description of your professional experience:	Structural design and analysis (support) of a large-scale complex etc., commissioned by an architectural design office. Making out application materials. Coordination with each office related to design, equipment etc. Category of practice: (1) Structural design, (2) Construction administration (structural), (3) Structural examination for building permits, (4) Structural calculation review (5) Structural engineering other than (1) through (4) (), (6) Others ()		
Period: (Month/Year)	From : April 2011 To: April 2013	Organization : (including sections):	Construction Cooperation Structural Design Section, Architectural Planning Department, Head Office
Address:	22nd Floor, Building, 0-00-0, Ku, Tokyo, 100-0000 TEL: 03 -5000- 4231		
Description of your professional experience:	Structural engineering and analysis of fundamental parts attached with a complex etc., Drawing up structural engineering guidelines of my company etc. Category of practice: (1) Structural design, (2) Construction administration (structural), (3) Structural examination for building permits, (4) Structural calculation review (5) Structural engineering other than (1) through (4) (), (6) Others ()		
Period: (Month/Year)	From : To:	Organization : (including sections):	
Address:	TEL :		
Description of your professional experience:	Category of practice: (1) Structural design, (2) Construction administration (structural), (3) Structural examination for building permits, (4) Structural calculation review (5) Structural engineering other than (1) through (4) (), (6) Others ()		
Period: (Month/Year)	From : To:	Organization : (including sections):	
Address:	TEL :		
Description of your professional experience:	Category of practice: (1) Structural design, (2) Construction administration (structural), (3) Structural examination for building permits, (4) Structural calculation review (5) Structural engineering other than (1) through (4) (), (6) Others ()		

Record of at least 7 years (84 months) of professional practice

(If a project also qualifies as “at least two years of significant engineering work”, circle that project number.)

Note 1: List the most recent projects first, making sure that the total period of your projects is at least 84 months.

Note 2: **If you have two or more projects overlapping during the same period, you will not be able to count the period more than once.****Make sure that you indicate a minimum of 84 unique (i.e., counted only once) months of practice.**

No. 4	Project name: <i>SMOO Building</i>	
	Period you worked as a structural engineer (month/ year): From: <i>Jan. 2015</i> To: <i>May 2017</i>	
	Construction method: ☒ RC · ☒ S · SRC · Other ()	
	Size: Total floor area (m ²) <i>90,450 m²</i>	No. of floors: <i>30</i> above and <i>3</i> below ground
	Brief description of project: <i>Detail is in Form 3</i>	
	Category of practice: ☒ 1. Schematic design ☒ 2. Detailed design ☒ 3. Construction administration (including partial construction administration) ☐ 4. Other ()	
Role of applicant: <i>Detail is in Form 3</i>		
Organization: <i>OOO Construction Corporation</i>		TEL: <i>03-5000-1111</i>
Section: <i>Structural Design Section, Architectural Planning Department, Head Office</i>		Position: <i>Director of Structural Design Section</i>
No. 5	Project name: <i>Invention of Z Building Project's All Weather Automatic Construction System</i>	
	Period you worked as a structural engineer (month/ year): From: <i>June 2012</i> To: <i>Oct. 2013</i>	
	Construction method: RC · S · SRC · ☒ Other (<i>Automatic Elevating Construction System</i>)	
	Size: Total floor area (m ²) <i>45,200 m²</i>	No. of floors: <i>25</i> above and <i>3</i> below ground
	Brief description of project: <i>Inventing a new construction system for a high rise building structure</i>	
	Category of practice: 1. Schematic design 2. Detailed design 3. Construction administration (including partial construction administration) ☒ 4. Other (<i>Invention of a new system of construction</i>)	
Role of applicant: <i>As the research engineer in charge,</i>		
Organization: <i>OOO Construction Corporation</i>		TEL: <i>03-5000-0000</i>
Section: <i>Section of Structural Planning, Architectural Technology Center</i>		Position: <i>Research engineer</i>
No. 6	Project name: <i>OO Prefecture, YKI City, Sports Dome</i>	
	Period you worked as a structural engineer (month/ year): From: <i>Dec. 2009</i> To: <i>Apr. 2011</i>	
	Construction method: RC · ☒ S · ☒ SRC · Other ()	
	Size: Total floor area (m ²) <i>23,100 m²</i>	No. of floors: <i>3</i> above and <i>1</i> below ground
	Brief description of project: <i>Gymnasium with a dome constructed with OO truss structure combined with ΔΔ structure</i>	
	Category of practice: ☒ 1. Schematic design ☒ 2. Detailed design 3. Construction administration (including partial construction administration) ☐ 4. Other ()	
Role of applicant: Role of applicant: <i>As the structural engineer in charge,</i>		
Organization: <i>OOO Construction Corporation</i>		TEL: <i>03-5000-1111</i>
Section: <i>Structural Design Section, Architectural Planning Department, Head Office</i>		Position: <i>Chair</i>

(Make extra copies of this form if you have more than three projects.)

Record of at least two years (24 months) in responsible charge of significant engineering work

Note 1: Make sure that the total period of your project(s) is at least 24 months.

Note 2: If you have two or more projects overlapping during the same period, you will not be able to count the period more than once.

Make sure that you indicate a minimum of 24 unique (i.e., counted only once) months of the practice.

[illegible]

(Make extra copies of this form if you have more than one project.)

宣誓/Declaration

私は、業務の実施に関し、以下のことを宣誓します。

- わが国及び業務を行う相手エコノミーの行動規範並びに I E A の倫理規程*を遵守すること
- 相手エコノミーの免許又は登録機関の要求事項及び法規制により、自己の行動について責任を負うこと
- 業務履行結果を常に謙虚に振り返り、自分の知識、判断基準などを見直し、より望ましい業務履行ができるよう努めること

I E A 倫理規程の項目

- 自分の学歴及び技術者資格を詐称しない。
- 自分の行った業務及び自分の指導の下で行われた業務について、応分の責任を負う。
- 確実に自分の力量が及ぶ範囲の業務だけを行う。
- 共に働く者の人権、並びに業務を遂行する場所の法規及び文化的価値を尊重する。
- 利益相反を避け、守秘義務をまもり、及び正当な報酬以外の金品の授受を行わない。又、公益を考慮し、技術的な理解に関する論争に際して、可能な場合は、専門家としての意見を表明する。
- 以下の事項に適切に取り組む。
 - ・自分の専門分野に関わる力量を必要とされる水準に維持する。
 - ・雇用（依頼）主に対し公正な分析と判断の結果を提供する。
 - ・（公衆の）健康と安全を可能な限りまもる。
 - ・予見し得る環境への影響を可能な限り最小にする。

私は、本申請に関し、以下のことを宣誓します。

- この申請書類に記入した事項及び添付した書類の内容が真実で、かつ、正確であること
- この申請書類に記入した内容に変更が生じた場合は、速やかに建築エンジニア資格委員会に申告すること
- この審査申請書及び添付書類の内容が真実と異なることが判明した場合には、合格を取り消されても異存ないこと
- A P E C エンジニアとして登録後、上記宣誓に反した事実が判明した場合には、登録を抹消されても異存ないこと

A P E C エンジニア・モニタリング委員会 会長殿
 建築エンジニア資格委員会 委員長殿
 公益財団法人 建築技術教育普及センター 理事長殿

In conducting my work, I hereby declare that I will:

- ☐ Comply with the codes of conduct of Japan and host jurisdiction in which I will work, as well as the code of conduct of IEA*;
- ☐ Be held accountable for my actions in accordance with the requirements of the licensing or registering organization as well as the laws and regulations of the host jurisdiction where I will work;
- ☐ Always look back at the results of services performed with humility, re-examine my skills and decision-making criteria, and strive to improve the quality of services.

* The IEA code of conduct requires engineers to:

- ☐ not misrepresent their educational qualifications or professional titles,
- ☐ accept appropriate responsibility for their work and that carried out under their supervision,
- ☐ ensure that they only undertake tasks for which they are competent,
- ☐ respect the personal rights of people with whom they work and the legal and cultural values of the societies in which they carry out assignments,
- ☐ avoid conflicts of interest, observe proper duties of confidentiality, not accept or give inducements, and consider the public interest and be prepared to contribute to public debate on matters of technical understanding in fields in which they are competent to comment,
- ☐ take reasonable steps to:
 - ☐ maintain their relevant competences at the necessary level,
 - ☐ provide impartial analysis and judgment to employers,
 - ☐ prevent avoidable danger to health and safety, and
 - ☐ minimize foreseeable and avoidable impacts on the environment.

In submitting this application, I hereby declare that:

- ☐ All the information provided in the application form and the attached documents is true and correct;
- ☐ I will immediately report to the Qualification Committee should there be any changes to the information provided in the application form;
- ☐ I understand that my application may be rejected if it is discovered during the assessment that the application form and the attached documents contain false information;
- ☐ I understand that my registration may be terminated if any violation of the above declaration is found after I am registered as an APEC Engineer

To:

Chairman, Japan A P E C Engineer Monitoring Committee
 Chairman, Building Engineer Qualification Committee
 President, Japan Architectural Education and Information Center

日付（西暦）：	2026 年 10 月 1 日
Date (Month/Day/Year)：	Oct. 1, 2026
申請者氏名（自署） /Signature：	建築構造

推 薦 書

(※新規申請時には、2名分が必要です。)

日本APECエンジニア・モニタリング委員会会長殿

To Chairman, Japan APEC Engineer Monitoring Committee

私は、(申請者氏名/一級建築士登録番号)

I have reviewed the application documents of

【 建築構造 999999 】

【 KENCHIKU Taro 999999 】

のAPECエンジニア審査申請書類を査読しました。私の知る限りにおいて、申請書類には申請者の活動実績が適切に記載されているものと認め、APECエンジニアに審査申請することを推薦します。

(Applicant's name and 1st-class *Kenchikushi* registration number) for the APEC Engineer. To the best of my knowledge, the documents that I have seen provide a proper representation of the Applicant's activities, and I recommend the Applicant for registration as an APEC Engineer.

西暦：(令和) 2026年 10月 1日
(令和8年)

Date (Month/Day/ Year) : Oct. 1 , 2026

推薦者氏名(※自署): Signature:	構 造 太 郎
推薦者一級建築士登録番号 1st-class <i>Kenchikushi</i> registration number:	00000△
推薦者と申請者との関係:	上司
Relationship with the applicant:	<i>Applicant's Supervisor</i>
所属／役職:	△△△建築設計事務所 所長
Name of business:	△△△ ARCHITECTS & ENGINEERS, INC
連絡先住所:	〒△△△-△△△△ 東京都△△△区 △△△ 0-00-0 △△△タワー 15階
Address:	Zip code △△△-△△△△ 15 th Floor, △△△tower, △-△△-△, △△△, △△△-ku, Tokyo
TEL(※照会時に連絡可能なもの): Phone number:	03-△△△△-△△△△
E-mail:	aaaa@△△△.co.jp

A P E Cエンジニア
建築エンジニア資格委員会事務局
公益財団法人建築技術教育普及センター